

国体競技会場の選定について

1. 会場地選定に関する基本的な考え方について
2. 選定スケジュールについて
3. 市町が行う施設整備に対する支援策について

第 79 回国民体育大会 会場地選定に関する基本的な考え方について

1 会場地選定に係る基本事項

- (1) 第79回国民体育大会会場地市町選定基本方針（第1回常任委員会決定）
- (2) 第79回国民体育大会会場地市町選定基準（第1回常任委員会決定）

2 会場地を選定する競技

(1) 正式競技、特別競技

競技会開催に向けて必要な準備期間を確保するため、できるだけ早期に選定していくこととする。

(2) 公開競技、デモンストレーションスポーツ

競技団体の開催意向を踏まえた上で、正式競技、特別競技の会場地の選定後に選定していくこととする。

※実施競技については、4年ごとに見直しが行われているため、本県が開催予定の第79回大会の実施競技は未定（平成27年に選定予定）。よって、現時点では第74回大会から第77回大会で実施される競技を前提に会場地を選定していくこととする。

※陸上競技会場は主会場選定専門委員会で別途選定することとする。

3 正式競技、特別競技の会場地選定の進め方

(1) 市町開催希望調査、競技団体会場地希望調査の実施

市町、競技団体（正式競技、特別競技）を対象に実施する。

(2) 市町、競技団体に対するヒアリングの実施

調査結果を踏まえ、市町および競技団体の意向の詳細ならびに競技会開催に向けての考え方等を聴取する。

(3) 第1次会場地選定案の作成

市町と競技団体の希望が合致したものについては、開催に必要な施設、交通、宿泊など選定基準の適合を確認した上で、競合市町のないものを第1次会場地選定案とする。

この時点で選定されなかった競技については、第2次会場地選定に向けて、市町や競技団体との調整に入る。

(4) 第1次会場地選定案の対象市町、競技団体による事前了承

第1次会場地選定案として選定された競技については、会場地となる市町および当該競技団体に事前に文書で了承を得る。

(5) 第1次会場地選定案の審議

総務企画専門委員会にて審議する。

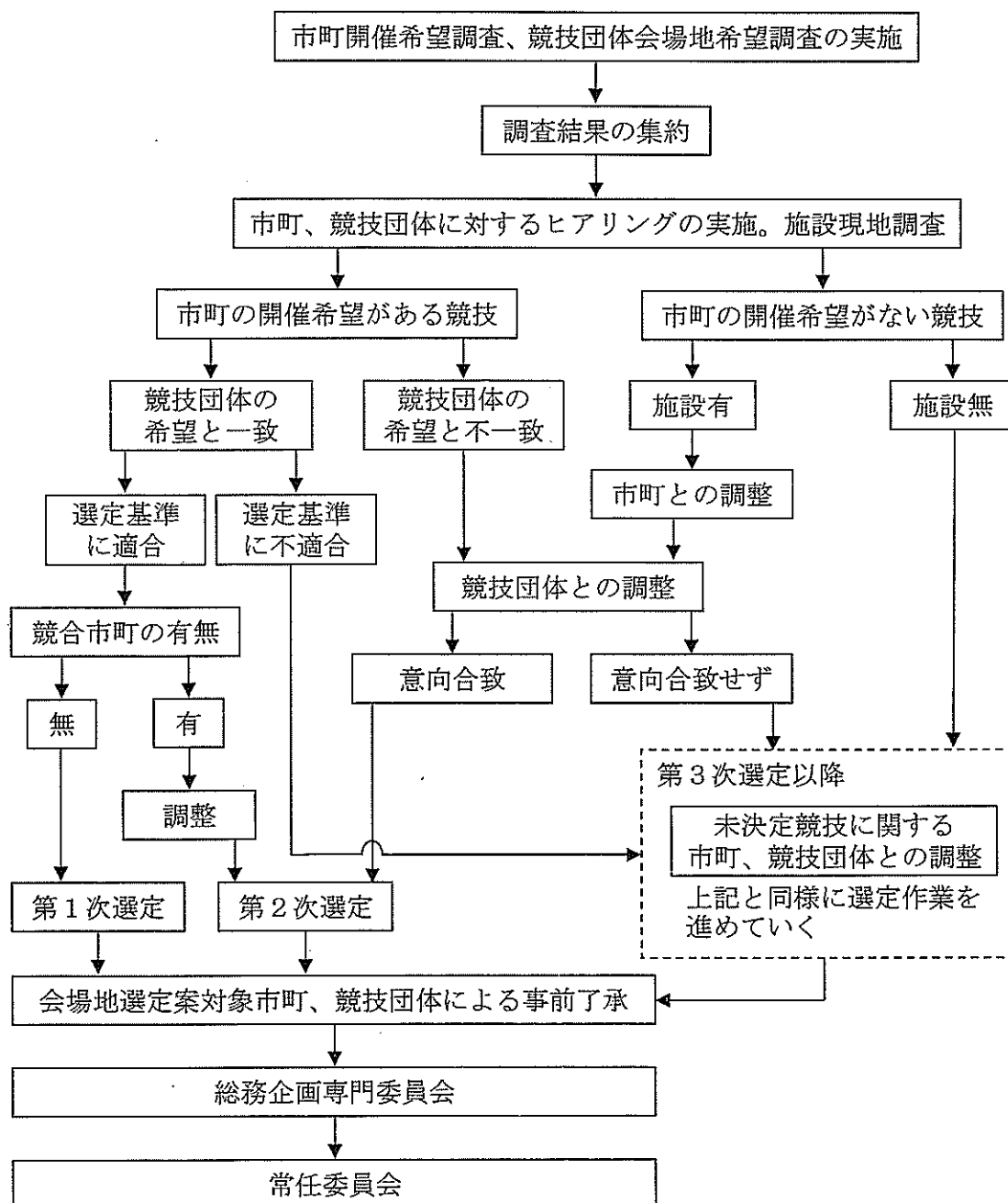
(6) 第1次会場地の決定

常任委員会にて審議、決定する。

(7) 第2次選定以降の進め方

第1次選定に向けて実施した調査やヒアリングの結果を踏まえ、市町および競技団体と次の選定に向けたヒアリングを行うなど、協議、調整を行うこととする。また、開催希望の変更についても次の選定に向けたヒアリング等で確認することとする。

【会場地選定フロー】



- 4 公開競技、デモンストレーションスポーツの会場地選定の進め方別途提示することとする。

平成 25 年(2013 年)10 月 31 日
第 1 回 常 任 委 員 会 決 定

第 79 回国民体育大会会場地市町選定基本方針

第79回国民体育大会（以下「大会」という。）における会場地は、地方におけるスポーツの推進と地方文化の発展に寄与することを目的とする国民体育大会の趣旨および第79回国民体育大会開催基本方針に基づき、次のとおり選定する。

- 1 すべての市町において、正式競技、公開競技、デモンストレーションスポーツおよび特別競技のいずれかの競技のうち、最低1競技を開催することを原則とする。
- 2 同一競技は、同一市町で行うことを原則とするが、2市町以上で開催する場合は、可能な限り近隣市町で行うこととする。
- 3 会場の選定にあたっては、市町の開催希望、当該希望競技に係る各種競技会の開催実績ならびに開催準備、大会運営および大会後の地域振興に向けた考え方に加え、実施競技団体の意向、競技施設の状況、宿泊受入能力、交通の利便性等を考慮し、総合的に判断することとする。

第 79 回国民体育大会会場地市町選定基準

第79回国民体育大会（以下「大会」という。）における会場地市町は、第79回国民体育大会会場地市町選定基本方針に基づき、次により選定する。

1 選定の対象

この基準により選定を行うのは、正式競技（陸上競技を除く。）と特別競技の会場地市町とする。

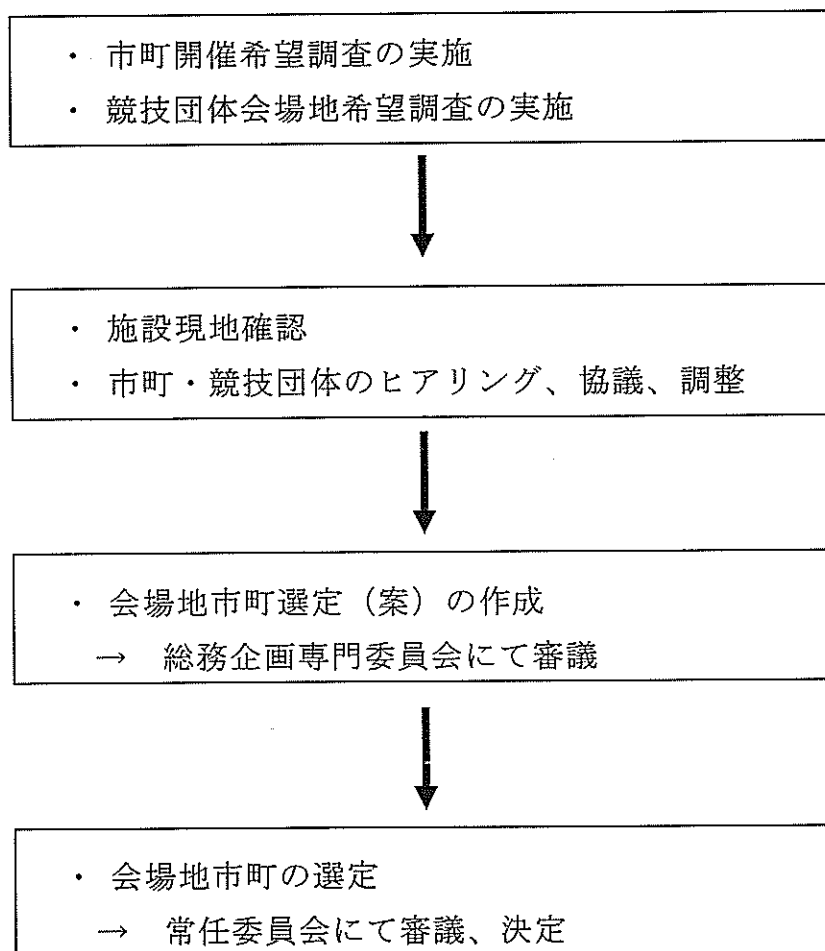
なお、陸上競技、公開競技、デモンストレーションスポーツおよび開・閉会式会場については、別途選定する。

2 選定の基準

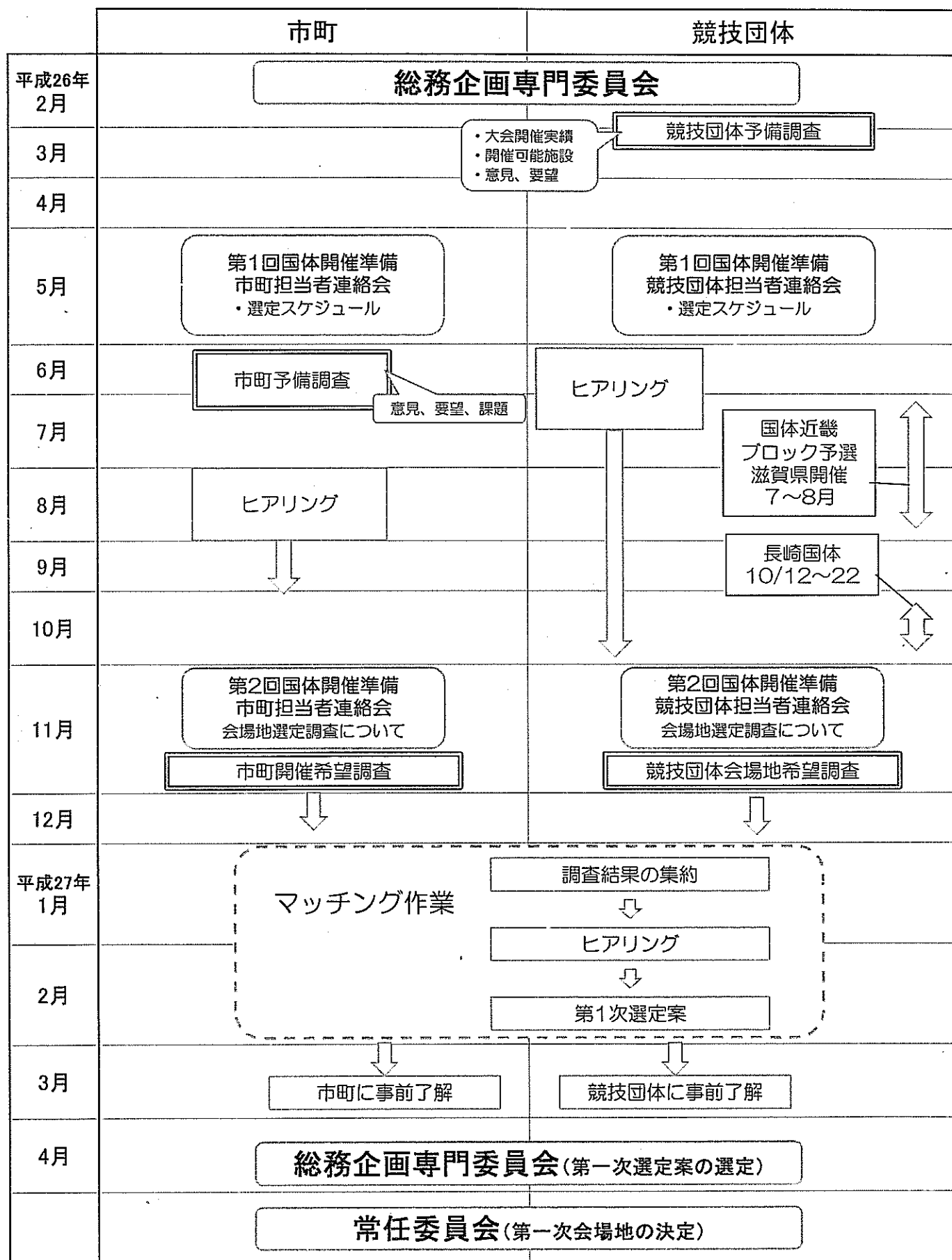
次の基準により、総合的な判断、評価のもとに選定する。

- (1) 施設所有者の同意を前提として、市町の開催希望と競技団体の意向が原則として合致していること。
- (2) 同一競技を複数の市町に分けて実施する場合は、大会運営に支障をきたさないようにすること。
- (3) 特定の市町や施設に競技が集中しすぎないように、地域のバランスに配慮すること。
- (4) 会場は、原則として既存施設を活用する。施設の改修等が必要な場合には、大会開催後の有効活用を考慮するとともに、「国民体育大会開催基準要項細則（公益財団法人日本体育協会）」で定める施設基準（以下「施設基準」という。）を原則として満たすものとする。但し、施設基準については、対象となる施設の整備状況等を考慮した上で、弾力的な運用を関係機関に対して要請する。
- (5) 競技役員等の確保、付帯施設（観客席、駐車場、練習会場等）の整備、各種競技会の開催実績、地域住民のボランティアとしての参画など大会運営に必要な環境や体制が十分整えられること。
- (6) 選手・役員への輸送および交通手段ならびに宿舎を確保できること。

3 選定の手続き(概要)



第79回国民体育大会
主会場以外の会場地選定スケジュール（第1次選定までの予定）



国民体育大会に向けた市町競技施設整備への支援について

1 目的

市町の財政負担を軽減し、競技施設の整備促進を図り、国体の円滑な運営に資するとともに、本県におけるスポーツ環境の整備に資するため、市町の実施する事業に対して支援を行う。

2 競技施設の種類

一般競技施設と特殊競技施設に区分し、支援する。

(1) 一般競技施設

特殊競技以外の競技施設

(2) 特殊競技施設

県内に国民体育大会施設基準を満たす施設がなく、国体及びリハーサル大会開催に合わせて常設または仮設により整備する競技施設

3 補助対象事業

(1) 国民体育大会施設基準を満たすため必要不可欠な整備事業

(2) 中央競技団体正規視察時の指摘事項のうち競技実施のための必要最小限の整備事業

(3) 国体競技開催時における参加者の危険防止のために必要不可欠な整備事業

4 補助率等

(1) 一般競技施設

改修：補助率 1 / 2 (国庫補助金等除く)、限度額 1 億円

(2) 特殊競技施設

仮設：10 / 10 (国庫補助金等除く)

常設：2 / 3 (国庫補助金等除く)